

## 新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議要綱

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）の趣旨を踏まえ、人口急減を克服し、地域の活性化を推進する施策及び取組を検討するに当たり、専門的見地から意見を聴取するため、新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「新城市人口ビジョン」の策定に係る検討に関すること。
- (2) 「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定及び進捗に係る検討に関すること。
- (3) その他地域活性化の検討に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 産業界を代表する者
- (2) 行政機関を代表する者
- (3) 大学を代表する者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 労働団体を代表する者
- (6) メディアを代表する者
- (7) 市内の各種団体を代表する者
- (8) 地域の住民を代表する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 推進会議に会長を置き、市長がこれを指名する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、推進会議を招集し、その会議の議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、その会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。